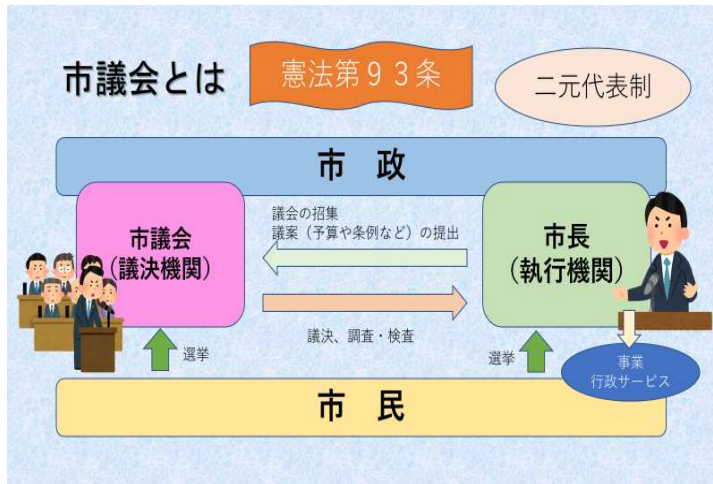




# SDGs×市議会



日本国憲法において、「地方公共団体には、法律の定めるところにより、その議事機関として議会を設置する。地方公共団体の長、その議会の議員及び法律の定めるその他の吏員は、その地方公共団体の住民が、直接これを選挙する。」と定められており、地方議会の根拠となる法令です。市長と市議会は互いに独立した対等な関係にあり、意見を出し合い、相互に抑制しあうことで、調和と均衡を図り、協力し合い、ちょうど車の両輪のように、ともに市民生活の向上ため、市政発展のために活動しています。

## ～最近の主な取り組み～

### 本会議・委員会インターネット中継

議会基本条例に基づき、開かれた議会を目指し、会議のインターネット中継を行っています。また、議案や資料を市ホームページに掲載していますので、インターネット環境のある場所ならどこでも会議をご覧いただけます。

### オンライン議会報告会の開催

令和3年度議会報告会は新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、オンライン会議システムを使いオンラインで開催しました。感染の心配もなく、市民の方々と意見を交わすことができました。

### 常任委員会へのオンライン出席可能に

委員会への参集が困難な場合に自宅から委員会に出席できるよう条例及び規則の一部改正をおこないました。これにより濃厚接触者等になった場合や大規模災害等により登庁できない場合に、オンライン会議システムにより出席可能となりました。

### タブレット端末の導入を目指して

現在、議員のタブレット端末導入に伴う検討会議を2月に設置し、今年度中の導入を目指しています。議員と事務局が一体となって取り組み、SDGsの推進によるペーパーレス化、議事進行の円滑化、オンライン会議、効率的な議員活動などにも活用できるものと考え、議会のICT化をさらに推進してまいります。

Q. 議会事務局とは？

A. 市議会の活動を補助するために、議会事務局が設置されています。

議会事務局には現在7人の職員がおり、本会議や委員会の運営支援、議会活動に必要な調査、資料の収集、議会中継、会議録作成、その他議会運営上の事務処理を行っています。